

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人 大阪府医師会
会長 高井 康之
(公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令について
—サイバーセキュリティ対策—

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、日本医師会より標題の件につき、次の通り連絡及び周知依頼がありました。要旨は次の通りです。

- ◇ 近年、国内外の医療機関を標的とした、ランサムウェア（情報システムを使用不可の状態にした上で身代金を要求するウイルス）を利用したサイバー攻撃による被害が増加している状況にあり、日本医師会においても注意喚起を行ってまいりました。
- ◇ これらのサイバー攻撃により、医療機関では診療が停止する事案の発生や患者の個人情報や搾取などの被害がもたらされることを踏まえ、厚生労働省において、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の実効性を高めるため、医療法施行規則の一部を改正する旨、周知依頼が参りました。
- ◇ 改正の内容としては、病院、診療所又は助産所の管理者が遵守すべき事項として、「病院、診療所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じなければならない」との項目が追加されており、具体的には、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照の上、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ対策全般について適切な対応を行うこととされております。
- ◇ 本件のガイドラインについて、現段階では、令和4年3月に公表された「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html
を指しますが、現在改定作業が行われており、近く第6版が公表される予定です。ガイドラインの第6版、並びに、厚生労働省が作成する「優先的に取り組むべき事項のチェックリスト」については、それぞれ公表時に再度お知らせいたします。
- ◇ 日本医師会としましては、サイバーセキュリティ対策には、自助、共助、公助が必要と考えております。今回、自助を強化するための省令改正となりますが、共助として、医療機関が安心して医療提供が行えて、もしもの時にも対応ができるように「日本医師会サイバーセキュリティ支援制度」を立ち上げました。また、政府に対して「公助」として、さまざまな支援を受けられるように呼び掛けるとともに、今回の省令改正が、医療機関への罰則等につながらないように引き続き注視してまいります。

以上です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会所属の会員医療機関への周知につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

大阪府医師会総務課企画室 Tel.06-6763-7021